明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		X
	その他のもの		A
	豚のもの		
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		X
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの		X
四一〇六・四〇	爬虫類のもの		
	植物性前なめしをしたもの		A
	その他のもの		
	染着色したもの		X
	その他のもの		A
	その他のもの		
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		X
	その他のもの		A
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		X
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		X
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		X
	その他のもの		A
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
四一一三・一〇	やぎのもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		X
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		X
	その他のもの		A
四一一三・二〇	豚のもの		X
四一一三・三〇	爬虫類のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		X
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		X
	その他のもの		A
四一一三・九〇	その他のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		X
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		X
	その他のもの		A
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		X
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		X

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	五・三%	B10
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		X
	その他のもの	一〇%	B7
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		X
四二〇二・一九	その他のもの		X
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）		
四二〇二・二一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		X
	その他のもの		
	革製のもの	八%	B7
	その他のもの		X
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		X
四二〇二・二九	その他のもの		X
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
四二〇二・三一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		X
	その他のもの	一〇%	B10
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		X
四二〇二・三九	その他のもの		X
	その他のもの		
四二〇二・九一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	一〇%	B10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		X
四二〇二・九九	その他のもの		X
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		X
	その他のもの	一〇%	B10
	手袋、ミトン及びミット		
四二〇三・二一	特に運動用に製造したもの		X
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		
	革製のもの	一四%	B10
	コンポジションレザー製のもの	一六%	B10
	その他のもの		X